

キュウシュウ ダイガク ヒャクネンシ ダイ8カン： シリョウヘン 1

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1448763>

出版情報：九州大学百年史. 8, 2014-05-30. Kyushu University
バージョン：
権利関係：



第三章 法文学部の創設

第一節 法文学部の創設

一八三 九大と法文学部

『東京朝日新聞』一九一九（大正八）年二月二日

九大と法文学部
変更の理由

過般臨時教育委員会に於て大正十年度に於ける東北帝国大学法文学部及び同十一年度に於る九州帝国大学法文学部の創設を変更して法文学部と為せし事は既報の如くなるが、其理由とする所は従来法文学部は法律専門の研究に趨り形式主義に流れ、又文学部は兎角超越主義に陥り世情に通ぜざる余弊あるを以て、各其極端に走るの弊を緩和せんとするに在り。勿論法文学部と云ふも法学部と文学部とを混淆融一せしめんとするに非ず、世上往々斯の如き意味に於て法文学部を説く者あるも、当局の所謂法文学部なる物は法学部文学部の合一せしものに非ずして、大体に於て分立するものなるも、従来の法学部は余りに権利義務の思想に拘泥せしを以て、之に對して哲学、歴史等の文学的科目を加ふるにあり。故に此点より云へば従来に比し司法官試験、弁護士試験の如き特殊的法律試験を受くるに不便ならん

も、行政官等となるには寧ろ円満なる知識を有して好都合なるべく、

又文学部に対しては法学通論或は政治学等の科目を教授し、以て超越的の文学部生に對し世間的知識を注入するものにて、此点に於て法文学部制は存在の意義を有するものなるべし。

〔註〕原本句読点なし。

一八四 帝国大学及其ノ学部ニ關スル件中改正

『官報』第三六一九号 一九二四（大正一三）年九月二六日

朕大正八年勅令第十三号帝国大学及其ノ学部ニ關スル件中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

摂政 名

大正十三年九月二十五日

内閣総理大臣 子爵加藤 高明
文部大臣 岡田 良平

勅令第二百二十四号

大正八年勅令第十三号中左ノ通改正ス

九州帝国大学ノ部中「農学部」ノ次ニ「法文学部」ヲ、北海道帝国

大学ノ部中「医学部」ノ次ニ「工学部」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

政治学 一講座

政治史、外交史 一講座

経済学 一講座

西洋史学 一講座

一八五 九州帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件中改正

〔官報〕第三六二九号 一九二四(大正一三)年九月二六日

朕大正八年勅令第十七号九州帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル

件中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

撰 政 名

大正十三年九月二十五日

内閣総理大臣 子爵加藤 高明

文 部 大 臣 岡田 良平

勅令第二百二十五号

大正八年勅令第十七号中左ノ通改正ス

農学部ノ部ノ次ニ左ノ如ク加フ

法文学部

哲学、哲学史 一講座

倫理学 一講座

社会学 一講座

民法 一講座

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

一八六 女子入学に関する法文学部長事務取扱美濃部達吉書簡

向寒之砌各位益御清康奉慶賀候。陳は明年度より開設せらるへき法文学部規則過般御評定被下候趣承り奉深謝候。然る処総長に承り候へば、該規則中女子高等師範学校卒業生の入学を許可することに付き、九大に新例を開き候事として不幸にして御賛成を得るに至らざりし趣遺憾の至に奉存候。右は関係教授会合の協議会に於て熟議の上全員一致を以て決定致候義も有之、固より広く男女の共学を許し候事は利弊相半し大に考慮を要し候事と存候得共、法文学部規則の趣意とする所は必ずしも広く男女の共学を許し候の趣意に非ず、女子高等師範の卒業生をして尚一層文学的諸学科を研究するの便宜を得せしめ、以て一層優良なる女教員を養成せんとするの趣意に有之、其人教も極めて少数に限るへきこととは言ふ迄も無之、而して僅少の婦人が講堂に列席致し候は何等の弊害を生ずるの慮なき事は東京帝

大に於ける経験に徴し候ても確實と信せられ候。女子高等師範の卒業生（本名）に優良なる高等女子教員を得候事ハ一般女子教育の向上の爲之、本学部関係教授一同の希望する所に有之候に付きては何卒御再議の上御賛成被下候様相願度、小生御地に罷出で右の趣旨陳述可申上筈に候得共、当地の公務差当り手離し兼ね候爲め来週にハ參上難致、不得已乍略義書面を以て愚見拝陳致候、幸に御高慮被下候は、一同本懐不過之候、拜具

十二月十日

法文学部長事務取扱

美濃部達吉

九州帝国大学

評議會御中

〔註〕原本句読点なし。

一八七 九大最初の女学生

『福岡日日新聞』一九二五（大正一四）年二月五日

九大最初の女学生

確りした思想を持ち度い欲求から

希望した調須磨子女史

女子の爲め門戸を開いた九大法文学部に入つて知識欲の満足を得ん

ものと、雄々しく願書を提出した熊本市大江町高等女学校教諭調須磨子女史（二五）を三日朝大江町なる寓居朝日屋に訪ふと、玄開に立現れた女史は愛嬌よく二階の書齋に案内し、来意を聞き当惑の面持ちで火鉢の隅に温めて居る牛乳瓶をいぢり乍ら語る。

何も深い考へを持つて居る訳ではありませぬ。只確つかりした思想を持ちたい欲求からなのです。私は福岡県飯塚町の生れで大正九年に奈良高等女子師範学校を終へました。終るとすぐ宮崎県立都城高等女学校に教鞭を取るやうになつたのです。茲に二ヶ年教壇生活を続けましたが、常に自己を内省する毎に自分乍ら思想の貧弱なのに愛想がつきてゐます。其（その）際で十一年五月に東京に出まして帝大法文科の聴講生となつて一ヶ年間哲学を学んだのですが、悲しいかな語学の力が足りないのでは困りました。それ許りでなく肝腎な図書館が私共に利用されない事になつてゐました。そうした關係から許りではありませんがどうも聴講生としては張合がなく緊張味が欠けて仕方がありません。其（その）際で東北帝大に入學しやうかと思ひましたが、何分郷里には年老ひた父親が居りますので成るべく近い所即ち九大に入らうと思つて、昨年の夏休みに東京に行つた序に文部次官を訪ひ、女性の爲に九州大学の解放されるやうな事はないかと問ひました所、文部次官は大分皮肉を言はれました。夫れと申しますのは、講座でも教授でも九大より東京帝大がいくらかも勝て居る、だから東大の聴講生になつたがよくはないかとの話しでしたが、私と

しては聴講生は最早懲々ですから其儘になつて居りましたが、今度幸ひ九大法文科が門戸を解放びやうされましたので、兎も角願書を出しては置ましたがどうなりますか。若し入学が出来ましたら矢張り哲学を研究して見たいと思つてゐます。唯自分の思想をしつかりしたものにしたいのが私の願望です。私は自ら進んで社会運動等に携はる事は毫も考へて居りませぬ。唯今日の女子高等教育は男子によつて行はれる結果男子から見た女子のみであります、女子から見た本当の女子を教養する事が大切ではないかと密かに考へて居ります云々。

〔註〕原本句読点なし。

一八八 法文学部長委任事項

(一九二四(大正一三)年一〇月九日達)

法文学部長委任事項

法文学部長委任事項左ノ通相定ム

第一、判任官以下職員ノ事務分課ヲ命スルコト

第二、判任官以下ノ諸届ニ関スルコト

第三、俸給月謝五拾円以下ノ雇員ノ進退並五拾円以上ノ雇員ノ解職

ニ関スルコト但決行後即時開申スヘシ

第四、物品取扱者命免ノコト

第五、雇員以下ノ除服出仕ヲ命スルコト及暇願ニ関スルコト

第六、巡視小使給仕職工等ノ進退ニ関スルコト

第七、出勤簿整理ノコト

第八、宿直ニ関スルコト

第九、物品管理及出納命令ヲ為スコト

第十、予算ノ範圍内ニ於テ一廉千円未満ノ金額ヲ以テ物品ヲ購入シ

若クハ備品ノ修繕ヲ為スコト

第十一、価格百円以下ノ不用物品払下ノ件

第十二、価格式拾円以下ノ寄贈品ヲ処理シ及総長ノ名ニ於テ謝状ヲ

發スルコト

第十三、奨学寄附金ニテ支弁スヘキ給料月額五拾円以下ノ職員ノ命

免及服務ニ関スルコト但決行後即時報告スヘシ

第十四、奨学寄附金ニテ支弁スヘキ一廉千円未満ノ物品ノ購入及物

品ノ出納保管其他支出ニ関スルコト但物品ノ購入ニシテ一廉金五

百円ヲ超過スルトキハ総長ノ裁定ヲ經テ執行スヘシ

第十五、奨学貸費ノ支出及返納ニ関スルコト

〔註〕『九州帝国大学例規要覽』大正十三年。

一八九 法文学部処務細則

(一九二四(大正一三)年一〇月九日制定)

法文学部処務細則

第一条 法文学部ニ庶務掛及會計掛ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

第二条 各掛ニ掛長ヲ置キ書記ノ中ヨリ学部長之ヲ命ス

掛長ハ上官ノ命ヲ承ケ掛ノ事務ヲ掌理ス

第三条 掛員ハ掛ノ事務ニ服ス但シ上官ノ命アルトキハ他掛ノ事務ヲ助ク

第四条 事務ノ分掌左ノ如シ

庶務掛

一、職員ノ進退身分ニ関スルコト

二、学部長ノ官印及学部印ノ管守

三、教務ニ関スルコト

四、学生ニ関スルコト

五、公文書類ノ收受發送ニ関スルコト

六、統計報告ニ関スルコト

七、儀式ニ関スルコト

八、宿直ニ関スルコト

九、他掛ノ主掌ニ属セサルコト

会計掛

一、歳入歳出ノ予算決算ニ関スルコト

二、歳入歳出ノ収支ニ関スルコト

三、不動産ノ管理ニ関スルコト

四、物品ノ出納保管ニ関スルコト

五、学部内ノ取締ニ関スルコト

六、傭人ノ進退及取締ニ関スルコト

第六条 文書ハ総テ庶務掛ニ於テ接受シ收受件名簿ニ登記シ收受

ノ番号及年月日ヲ記入シ直ニ主務掛ニ配布シ取扱者ノ受領印ヲ受クヘシ

親展書ハ封緘ノ儘宛名ニ配布スヘシ

第七条 配布ヲ受ケタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ処分案ヲ起草シ決裁

ヲ請フヘシ

事件ノ種類ニ依リ直ニ処分案ヲ起草スル能ハス又ハ処分ヲ要セスト認ムルトキハ学部長ニ供關シ指揮ヲ受クヘシ

第八条 決裁済ノ文書ニシテ他ニ發送スヘキモノハ庶務掛ニ回付シ

同掛ニ於テ浄書發送スヘシ但シ計算書統計表又ハ図面ノ類ハ各主任ニ於テ浄書シ庶務掛ニ回付スヘシ

第九条 庶務掛ニ於テ文書ヲ發送スルトキハ發送件名簿ニ登記スヘシ

第十条 完結ノ文書ハ各掛ニ於テ類別編纂シ之ヲ保存スヘシ

第十一条 收受及發送スヘキ文書ニハ左ノ符記番号ヲ記入スヘシ

法文職第 号 職員ノ進退身分ニ関スル文書ニ附スルモノ

法文庶第 号 庶務掛ニ属スル文書ニ附スルモノ

法文会第 号 会計掛ニ属スル文書ニ附スルモノ

第十二条 番号ハ符記別ニ之ヲ附シ毎年一月二起リ十二月二止ム

〔註〕『九州帝国大学例規要覽』大正十三年。

一九〇 九州帝国大学法文学部規程

(一九二五(大正一四)年一月一四日制定)

法文学部規程

第一章 入 学

第一条 九州帝国大学通則第六條第二号ニ依リ本学部ニ於テ行フ学力檢定試験ヲ受クルコトヲ得ルハ高等師範学校、女子高等師範学校、高等商業学校若ハ外国語学校ヲ卒業シタル者又ハ専門学校卒業者ニシテ本学部ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

第二条 九州帝国大学通則第七條第二項及第八條第二項ニ依リ本学部ニ於テ選抜試験ヲ行フ場合ニ於テ其ノ試験科目ハ隨時教授会ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

第二章 授 業

第三条 本学部ニ於ケル授業科目及各科目ノ単位数左ノ如シ

科目名	単位数	科目名	単位数
哲学概論	一	西洋古代哲学史	二
西洋近世哲学史	二	論理学及認識論	一
国家及社会哲学	二	倫理学及倫理学史	三
心理学	三	社会学	三
教育学	三	宗教学	三
美学	二	東洋美術史	二
西洋美術史	二	支那哲学史	二
		印度哲学史	二
		憲法	一
		民法	四
		刑法	二
		商法	二
		國際公法	二
		日本法制史	一
		政治学及政治学史	二
		經濟学概論	二
		銀行論	一
		農業政策	一
		商業政策	一
		社会政策	一
		殖民政策	一
		經濟学史	一
		財政学	二
		史学概論	一
		西洋史	三
		文学概論	一
		支那文学	三
		仏文学	三
		印度文学	三
		法理学	一
		行政法	二
		民法	二
		刑法	二
		商法	二
		國際私法	二
		政治史及外交史	一
		貨幣論	一
		國際金融論	一
		工業政策	一
		交通政策	一
		保險学	一
		經濟史	一
		社会思想史	一
		統計学	一
		国史	四
		東洋史	三
		国史	三
		文学	三
		支那文学	三
		獨文	三

外国語学

前項二掲クルモノノ外臨時開設スヘキ授業科目及其ノ單位數ハ教授会ノ議決ニ依リ其ノ都度之ヲ定ム

第四条 学生ハ前条ノ授業科目中ニ就キ任意ニ選択シテ履修スルトヲ得

第五条 本学部ノ最短修学期間ハ三年トス

第六条 一年ノ修学期間ヲ左ノ二トス

第一学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

第二学期 十一月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第七条 各学期ニ於テ授業スヘキ科目、授業時間數及授業担任者ハ

各学期ノ初ニ之ヲ公示ス

第八条 学生ハ各学期ノ初ニ於テ其ノ履修セントスル科目ヲ担任教員ニ申出テ其ノ承認ヲ受クヘシ

学生前項ノ科目ヲ終了シタルトキハ修学簿ヲ担任教員ニ提出シテ終了ノ証明ヲ受クヘシ

修学簿ハ入学ノ初ニ於テ之ヲ交付ス

第三章 試 験

第九条 大学令第十条ニ依リ本学部ニ於テ行フ試験ヲ受ケ学士ト称スルコトヲ得ルニハ本学部ノ授業科目中十八單位ノ試験ニ合格シ且外国語学ヲ履修シテ其ノ試験ニ合格シタルモノナルコトヲ要ス

第十条 法学士ト称スルコトヲ得ルニハ左ノ諸科目中十二單位ノ試

験ニ合格シ且左ノ諸科目ヲ除クノ外本学部ノ授業科目中ヨリ任意ニ選択スル六單位ノ試験ニ合格シタル者ナルコトヲ要ス

單位數 單位數

法 理 学 一 憲 法 一

行 政 法 二 民 法 四

民 事 訴 訟 法 二 刑 法 二

刑 事 訴 訟 法 一 商 法 二

社 会 法 一 国 際 公 法 二

国 際 私 法 一 日 本 法 制 史 一

西 洋 法 制 史 一 政 治 学 及 政 治 学 史 二

政 治 史 及 外 交 史 一

第十一条 文学士ト称スルコトヲ得ルニハ左ノ諸科目中十二單位ノ試験ニ合格シ且左ノ諸科目ヲ除クノ外本学部ノ授業科目中ヨリ任意ニ選択スル六單位ノ試験ニ合格シタル者ナルコトヲ要ス

單位數 單位數

哲 学 概 論 一 西 洋 古 代 哲 学 史 二

西 洋 近 世 哲 学 史 二 倫 理 学 及 認 識 論 一

国 家 及 社 会 哲 学 二 倫 理 学 及 倫 理 学 史 三

心 理 学 三 社 会 学 三

教 育 学 三 宗 教 学 三

美 学 二 東 洋 美 術 史 二

西洋美術史 二 支那哲学史 二

印度哲学史 二 史学概論 一

国史 四 西洋史 三

東洋史 三 文学概論 一

国文学 三 支那文学 三

英文学 三 仏文学 三

独文学 三

第十二条 経済学士ト称スルコトヲ得ルニハ左ノ諸科目中十二単位ノ試験ニ合格シ且左ノ諸科目ヲ除クノ外本学部ノ授業科目中ヨリ任意ニ選択スル六単位ノ試験ニ合格シタル者ナルコトヲ要ス

単位数 単位数

経済学概論 二 貨幣論 一

銀行論 一 国際金融論 一

農業政策 一 工業政策 一

商業政策 一 交通政策 一

社会政策 一 保険学 一

殖民政策 一 経済史 一

経済学史 一 社会思想史 一

財政学 二 統計学 一

第十三条 外国語学ノ試験ハ英語、仏語及独語ノ中学生ノ選択スル政治学及政治学史 二 社会学(概論) 一

何レカ一ニ付之ヲ行フ

第十四条 試験ハ毎年二回十月及三月ニ於テ之ヲ行フ

第十五条 試験ハ終了ノ証明ヲ受ケタル科目ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付合格不合格ノ二トス

第十七条 試験ニ合格シタル科目ハ之ヲ修学簿ニ記入シ其ノ合格ヲ証明ス

第十八条 学士ノ称号ヲ得ントスル学生ハ其ノ志望スル学士号ノ種類ヲ明記シ在学第二年ノ第二学期ノ初ニ於テ之ヲ学部長ニ届出ツ

ヘシ但シ其ノ届出以前ニ於テモ試験ヲ受クルコトヲ妨ケス

前項ノ学士号ハ一種ニ限ル

第十九条 学士試験ニ合格シタル者更ニ他ノ種ノ学士ノ称号ヲ得ントスルトキハ学部長ノ許可ヲ得テ引続キ本学部ニ在学スルコトヲ得

前項ノ学生他ノ種ノ学士ノ称号ヲ得ルニハ更ニ一年以上在学スルコトヲ要ス

第二十条 学士試験ニ合格シタル者退学ノ後再ヒ本学部ニ入学シ他ノ種ノ学士ノ称号ヲ得ントスルトキハ前条第二項ノ規定ヲ準用ス

第四章 在学期間

第二十一条 学生ノ在学期間ハ六年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ休学中ノ期間ハ之ヲ在学期間ニ算入セス

前項ノ期間ハ第十九条第二項及第二十条ノ場合ニ於テハ二年トス

第五章 聴講生

第二十二條 本学部ニ於テ適當ノ学力アリト認メタル者ニシテ本学

部ノ授業科目ヲ聴講スルコトヲ志望スル者アルトキハ設備ノ許ス

限リ学期毎ニ聴講生トシテ之ヲ許可スルコトヲ得

第二十三條 聴講生ヲラントスル者ハ其ノ聴講セントスル科目ヲ記

載シ学期開始前又ハ学期ノ初二学部長ニ願出ツヘシ

第二十四條 聴講生ニ対シテハ試験ヲ行ハス

第二十五條 聴講生ニハ毎学期一単位ニ相当スル講義ニ付聴講料金

五円ヲ納付セシム

既納ノ聴講料ハ之ヲ還付セス

〔註〕『九州帝国大学時報』第一四号 一九二五（大正一四）年一月二〇日。

一九一 法文学部研究室事務規程

（一九二六（大正一五）年一月三〇日施行）

法文学部研究室事務規程

第一條 法文学部ニ若干ノ研究室並ニ中央整理室ヲ置ク

第二條 各研究室及中央整理室ニ主任各一名ヲ置キ教授又ハ助教教授

中ヨリ之ヲ選任ス

主任ノ任期ハ一ケ年トス但再選スルコトヲ得

第三條 主任ハ当該各室ノ事務全般ヲ掌理ス但他室ト關聯スル事務

ハ其ノ主任ト之ヲ合議スヘシ

第四條 各研究室ニ於ケル主任ノ選舉圖書ノ選定其他重要ナル事項

ニ關シテハ關係教官ノ合議ニ依リテ之ヲ決ス

第五條 各研究室ニテ処理スヘキ事項左ノ如シ

1. 研究調査ニ關スル事項

2. 備付圖書ノ整理、閲覧及貸付ニ關スル事項

3. 圖書購入ニ關スル事項

4. 圖書以外ノ研究資料ニ關スル事項

第六條 中央整理室ニテ処理スヘキ事項左ノ如シ

1. 公用圖書ノ借受并目錄ノ調製及整理

2. 圖書ノ註文

3. 圖書ノ寄贈又ハ寄託ニ關スル事項

4. 一般圖書新聞雜誌ノ整理

5. 新聞ノ切抜及ビ整理

6. 其他各研究室ニ通スル一般事務

第七條 学部外トノ交渉事項ニ關シテハ總テ事務室ヲ經由シテ学部

長ノ承認ヲ受クヘシ

〔註〕『九州帝国大学時報』第四〇号 一九二六（大正一五）年二月五日。

一九二 法文学部開学

〔福岡日日新聞〕一九二五（大正一四）年四月二日

自由な空気の中に法文学部開学

紅一点の調女史も加り教授学生打交つての茶話会

九大法文学部では予定の通り今廿日開学式を挙げた。午前八時過ぎから新入学の学生諸君が国旗で彩られた正門に集まつて来る。門前には早くも学生向きの商店などから出張した店員諸君が各種の広告ビラを配つて居る。輝かしい顔をした各教授が来る。美濃部学部長が自動車を乗りつける。学生は中折帽の紳士風なものも多いが、もう立派な角帽金釦の正服で、デパートメント、ロウ、アンド、リテラチユアのロウ、リテラチユアの頭文字を取つたLと重ねたと云ふ襟章つけた者が多い。中に法文科方面では我国の最初と云ふ女大学生調須磨子女史が、当分の中紋服袴でL襟章は袴につけると云ふ服装で万緑叢中一点の紅と嬉しさうな顔をしてまちつて居る。今一人の織田女史は欠席だとある。正九時に振鈴が鳴ると前庭地下室などに一団二団となつて居た学生諸君がゾロゾロと第一番教室に集まる。大学は文化の淵藪と云ふ使命を帯びて居る。殊に法文学部は精神文化の源泉だとあつて、従来学生以外は入れなかつた型を破つて新聞記者をも入場させ、大島、長、四宮、東、藤澤、山之内、石濱、竹内の各教授がズラリと居並び、同九時半に先づ学部長の美濃部博士が拍手に迎へられて登壇、官僚的にも、危激にも流れぬやう

にと別項のやうな誨告をする。次に美濃部学部長不在中の学部長代理大島直治教授が「真面目に真剣に努力せよ、其処に我が九大法文学部の自然的な特色が発揮せられる」といふやうなこれ又別項のやうな誨告をする。それで一応式を終つたが、学生と教授との人格的接触の少い従来の大学教育は人格教育上に甚た面白くないと云ふので、式後直に学生も教授も卅幾銭出しといふ事で、同学部の地下室に茶話会を開き、二百近い学生が美濃部学部長以下各教授と共に一堂に会し、茶菓を喫し乍ら学生の質問が出る希望が出る、各教授の気焰が出る。和氣堂に満つる有様で正午散会したが、廿日第一日の九大法文学部は従来に見られない愉快な記録破りの開学振りであつた。

〔註〕 原本に句読点追加。

一九三 法文学部第一回入学式における法文学部長事務取扱美濃部達吉誨告

〔福岡日日新聞〕一九二五（大正一四）年四月二日

西日本文化の源泉たる法文科の使命

美濃部学長の誨告

私は九州法文学部第一回の入学生として諸君を迎へた事を喜びとする。此度の入学生は第一次締切までに高等学校卒業生の入学者六十名、各大学卒業の学士十四名、合計七十四名は無試験入学者で、第

二次締切までに願書提出者で試験の結果入学した者が百廿八名、二百名収容の筈であつたが試験成績の關係で総員二百二名を収容した、此全学生の出身校は専門学校三十九校大学七校で合計四十六校に達して居る、由来新設の学校は伝統的の權威もなく誇り得べき歴史もなし、当学部としても全体で四十四講座となる筈であるが、本年は上半期に十一講座、下半期に十一講座合計廿二講座の予定でまだ予定講座の半数にも達せぬので諸君が聞きたい講座もまだないのがあるし、図書館も不備と云ふやうに、可なりの弱点はある、併し之と共に悪い因襲に支配され拘束されると云ふやうな事はなく、すべてを創設する事が出来る、善良な学風其他の創設は困難であるが、希望に生きる青年に取つては実に他に見られない愉快を伴ふ者である、創設の責任はもとより教授にあるが之と共に学生の責任抱負もなければならぬ、殊に学風を作ることは主として学生諸君にある、特に第一回の学生は先輩とし創設者として自重奮励し将来を支配する覚悟がなければならぬ、大学の使命は第一學術の研究にあるは勿論だが之と共に文化の淵藪、就中法文学部は精神文化の源泉である、本学部が西日本の文化に寄与する事は大なる者がなければならぬ、従来大学が旧習にのみ拘泥して官僚的だとされた事もあり、又急進過激な思想を流布すると云ふので危険思想の根元地として黒表に記入されたと云ふ事もあつたが、我法文学部が此等の両端の何れにも属すべからざる事は吾々の堅く信する処である、官僚ならざると共に

急進ならず温健なる指揮者となるべきを信じて疑はない、次に必要なのは人格涵養である、もとより大学は学生を紳士として指導するが諸君も亦爰に留意して充分の修養を心掛けねばならぬ、殊に伝統なき学校として学生の相互接触による磨励を必要とする、東大法科の如き二千に近い学生では大概出身高等学校でグルツプをなして居るが、当法文科は各種学校の出身であるだけ、新グルツプとして相包容し人格の磨励を期せられたい、法文学部は従来の法、文、經三学部を集めた者ではない、綜合混和された統一体として發達し、かくして文化的精神科学の研究に入ること本学部の生れ出でた所以であることを記憶せなければならぬ、學則上から大学の本質として自由を尊重する、其第一は學習の自由で普通の学校のやうに學科を強制はせぬ、随つて研究も自發的なるを望む、試験の如きも學士試験はするがそれも或限度に於て諸君の選択に任せてある成績も合格を發表するのみである、生活の自由も束縛せぬ、併し自由は無規律の謂ではない、諸君が放縱に逸せざるを前提として居る随つて責任が重いと云ふ事になる、充分に自重せられんことを望む

第三編 九州帝国大学の拡充

一九四 九州帝国大学法文学部概況

(表紙)

昭和三年三月

九州帝国大学法文学部概況

九州帝国大学法文学部概況

目次

沿革及建物	一
法文学部規程	六
講座名	七
職員名	一六
法文学部本館	一九
九州帝国大学附属図書館	二四
心理学教室	二六
研究室	二七
紀要	二九
	三一

学生及生徒ニ関スル諸調査
九 大法文会

三一
五一

図版目次

一 法文学部全景	一
二 職員写真其一	一〇
三 職員写真其二	一一
四 職員写真其三	一二
五 本館玄関	一三
六 廊下	一四
七 教官室	一五
八 第十番教室	一六
九 研究室	一七
一〇 大会議室	一八
一一 心理学教室	一九
一二 九大附属図書館	二〇
一三 閲覧室	二一
一四 本館屋上ノ遠望	二二
一五 位置図	二三
目次終	二四

九州帝国大学法文学部概況

○沿革略

法文学部ノ創立ハ既設医、工、農、三学部ノソレト趣ヲ異ニシ政府ニ於ケル高等教育機関拡張計画ノ一部トシテ実現セルモノニシテ「学制五十年史」三六一頁ニ

此ノ優渥ナル聖旨ニ奉答センコトヲ期シタル原内閣ハ、四千四百五拾余万円ノ追加予算ヲ第四十一議會ニ提出シ、大正八年度ヨリ同十三年度ニ至ル六箇年間ニ、高等教育機関ノ大々ノ拡張ヲ行フコト、ナツタ。当時中橋文部大臣ガ其ノ計画ニ就テ説明シタ一節ニ云々（中略）高等学校ノ増設ニ伴ヒ更ニ計画ヲ要スルハ大学拡張問題ナリ（中略）今従前ノ例ニ依リ卒業者数ヲ算出スレハ拡張ノ暁ニ於ケル毎年ノ卒業者ハ四、二〇〇人ニシテ現在ニ比シニ、〇〇〇人ヲ増加ス内大体ニ於テ半数ハ法文学部及文学部ニ進入スヘキ者、他ノ半数ハ医学、工学、理学、農学ノ諸学部ニ進入スヘキ者ト見得ヘキヲ以テ之ニ対シテ大学ノ収容力増加ヲ図ラサルヘカラス、其ノ方法ハ既設大学学部ノ拡張及新設之ナリ其ノ内新設ノ学部トシテハ、京都帝国大学ニ農学部ヲ、東北帝国大学及九州帝国大学ニ各法学部ヲ置カントス云々（下略）

創立ノ理由斯ノ如シ予算総額九拾六万円ノ内大正十一年度ニ於テ、先ツ七万円ヲ支出シ翌十二年度ニ至リ総額ヲ百五拾壹万七千七百円ニ

更定セラレタリ、是ヨリ先キ文部省ハ東京帝国大学教授美濃部達吉ニ法文学部創立委員ヲ嘱託シテ創立事業ニ着手シ後本学ノ手ニ移リテヨリ地ヲ工学部西南側隣接地ニ相シ、民有地三千四百七十四坪余ヲ買収シ之ニ工学部内ノ土地若干ヲ加ヘテ敷地ニ充テ十三年四月鉄筋混凝土造三階建トシテ起工シ十四年三月落成ヲ告ケ翌四月ヲ以テ授業ヲ開始セリ。

今年次ヲ逐ヒテ沿革ノ大略ヲ示セハ次ノ如シ

大正十一年

自八月
至九月

福岡県糟屋郡箱崎町ニ於テ法文学部敷地トシテ三千四百七十二坪余民有地ヲ購入ス。

大正十二年

十二月

美濃部達吉（東京帝国大学教授）ニ文部省ヨリ本学法文学部創立委員ヲ嘱託セラル。

大正十三年

九月

○勅令第二二〇号ヲ以テ官制中改正セラレ本学部ニ教授八人、助教授二人、書記二人ヲ置カル○法文学部処務細則ヲ定ム（十四年十二月二十六日全部改正）○勅令第二二四号ヲ以テ大正八年勅令第一三号中改正セラレ本学ニ法文学部ヲ置カル○勅令第二二五号ヲ以テ法

文学部ニ哲学哲学史第一、倫理学、社会学、民法第一、政治学、政治史外交史、経済学第一、西洋史学ノ八講

大正十四年

座ヲ定メラル○法文学部事務所ヲ当分ノ内農学部内ニ置ク

十月

東京帝国大学教授兼法制局参事官東京商科大学教授美濃部達吉本学教授ニ兼任シ法文学部勤務行政法ノ研究ニ従事スヘキ旨命セラル○教授美濃部達吉ニ法文学部長事務取扱ヲ命セラル

十一月

法文学部規程ヲ制定ス、其第一条ニ於テ入学者学力檢定受験資格中ニ女子高等師範学校ヲ加ヘ女子入学ノ途ヲ開キタルハ之ヲ以テ本学ノ新例ナリトス○四月ヨリ授業開始ノ法文学部ニ入学セシムヘキ学生二百名募集ノ広告ヲ官報ニ掲載ス（予算ノ定員ハ三百名ナルガ学生宿舍ノ關係等ヲ考慮シ本年ハ特ニ二百名收容スルコトトセリ）

二月

本館（前面）新築落成ス

三月

明治四十四年八月一日達示中襟章農学部ノ次ニ左ノ通り加フ

法文学部 **L** ノ両縁ヲ高クシ凹面ハ四分ノ一色

ニ黒クシ両縁ノミヲ金色トス

法文学部ノ事務ハ農学部内ニ於テ取扱ヒ来リシガ二十三日ヨリ糟屋郡箱崎町同学部新築事務所ニ於テ取扱フ

○法文学部第一回教授会ヲ開ク出席者左ノ如シ

美濃部学部長事務取扱 教授 大島 直治

教授 長 壽吉 教授 四宮 兼之

教授 東 季彦 教授 藤澤 親雄

教授 佐佐 弘雄 助教授 石濱 知行

助教授 山之内 一郎 助教授 竹内 謙二

教授大島直治ニ美濃部法文学部長事務取扱不在中代理ヲ命セラル○毎週水曜日ヲ教授会ノ定例日ト定ム

四月

第一回入学式ヲ举行ス○二十一日ヨリ授業ヲ開始ス○教授長壽吉九州帝国大学附属図書館長ニ補セラル

五月

勅令第一一八号ヲ以テ官制中改正セラレ本学部ニ教授一四人、助教授四人、助手四人、書記二人ヲ増員セラレ同時ニ勅令第一九六号ヲ以テ法文学部ニ哲学哲学史第二、経済学第二、同第三、同第四、憲法、法理学、國際法國際私法第一、同第二、财政学、心理学、教育学、英文学、独文学、国史学ノ十四講座増設セラル

九月

火災ノ為医学部構内ニ在リシ大学本部事務所ヲ法文学部内ニ移転ス

十二月

法文学部処務細則ヲ改正シ大正十五年一月一日ヨリ施行ス

大正十五年

- | | | |
|--|--|--|
| <p>一 月 研究室ニ於ケル図書ノ閲覧及貸付ニ関スル内規ヲ定ム</p> <p>○法文学部規程ヲ改正シ四月一日ヨリ施行ス大正十四年入学生並ニ聴講生ニ対シテハ学部長ノ許可ヲ以テ本規程ヲ適用スルコトヲ得ルコト、セリ○法文学部研究室事務規程ヲ定ム</p> <p>二 月 法文学部図書取扱規程ヲ定メ借受図書保管ノ責任者、図書購入手続、寄贈又ハ寄託図書ノ取扱手續、其他圖書整理ノコトヲ規定ス</p> <p>三 月 本館背面工事新築落成ス</p> <p>五 月 勅令第一一八号ヲ以テ官制中改正セラレ本学部ニ教授一四人、助教授五人、助手五人ノ増員アリ同時ニ勅令第一二二号ヲ以テ大正八年勅令第一七号中改正セラレ法文学部ニ</p> <p>哲学哲学史第三、民法第二、経済学第五、国史学第二、宗教学、支那哲学史、印度哲学史、国文学、仏文学、行政法、民事訴訟法、刑法刑事訴訟法、商法</p> <p>第一、法制史</p> <p>ノ一四講座ノ増設アリタリ</p> <p>十二月 教授大島直治美濃部法文学部長事務取扱不在中ノ代理ヲ免セラル○教授四宮兼之美濃部学部長事務取扱不在中代理ヲ命セラル</p> | <p>昭和二年</p> <p>三 月 本学部規程中改正シ新ニ選科制度ヲ設ケ選科ヨリ正科入学ノ途ヲ開ク○心理学教室新築落成ス</p> <p>五 月 教授長壽吉依願九州帝国大学附属図書館長ヲ免ス○教授佐久間鼎九州帝国大学附属図書館長ニ補セラル</p> <p>九 月 文部省告示第二八五号ヲ以テ本学部学士試験合格者ニ高等学校高等科教員無試験檢定学科ノ指定ヲ受ク</p> <p>十 月 勅令第三〇二号ヲ以テ官制中改正セラレ法文学部ニ教授八人、助教授四人、助手六人増員セラレ並ニ勅令第三〇七号ヲ以テ法文学部ニ民法第三、経済学第六、同第七、商法第二、美学美術史、支那文学、社会法、東洋史学ノ八講座増設アリ之ヲ以テ予定ノ通り四十四講座全部ノ開設ヲ見タリ○教授美濃部達吉依願兼九州帝国大学教授ヲ免セラル○教授四宮兼之九州帝国大学法文学部長ニ補セラル</p> | <p>昭和三年</p> <p>一 月 文部省告示第二〇号ヲ以テ本学部学士試験合格者並ニ成績優良ナル選科修了者ニ中等教員無試験檢定ノ学科指定ヲ受ク</p> <p>○敷地及建物</p> |
|--|--|--|

本学部敷地ハ福岡県糟屋郡箱崎町ニ在リ、其ノ面積三、四七四坪四七ニシテ内一坪六八八道路敷地換ヘノ為内務省ト管理換シタルモノシテ三、四七二坪七九八民有地ヲ購入セリ

建物ハ大正十三年四月エヲ起シ昭和二年三月予定ノ工事ノ完成ヲ見タリ。現ニ竣工セル建物ハ法文学部本館、九州帝国大学附属図書館、心理学教室ニシテ全部鉄筋コンクリート造ナリ、之ガ建築ニ関係シタル者ハ九州帝国大学技師倉田謙ナリ、其ノ建物ノ内容ヲ示セバ左ノ如シ

本館

鉄筋コンクリート造三階建 地下室付 七二二坪五〇〇

九大附属図書館

鉄筋コンクリート造二階建 ナ シ 三〇三坪二七五

心理学教室

鉄筋コンクリート造二階建 ナ シ 九二坪八九〇

○法文学部規程

〔中略〕

○講座名

本学部ニ属スル講座左ノ如シ

哲学哲学史第一 (西洋近代哲学史)

同 第二	(哲学概論、論理学)
同 第三	(西洋古代哲学史)
倫理学	(倫理学)
心理学	(心理学)
社会学	(社会学)
教育学	(教育学)
宗教学	(宗教学)
美学美術史	(美学、美術史)
支那哲学史	(支那哲学史)
印度哲学史	(印度哲学史)
法理学	(法理学)
憲法	(憲法)
行政法	(行政法)
民法第一	(民法総則)
民法第二	(物権法、債権法)
民法第三	(親族法、相続法)
民事訴訟法	(民事訴訟法)
刑事訴訟法	(刑法、刑事訴訟法)
商法第一	(商法総則、商行為法)
商法第二	(手形法、保険法、海商法)
社会法	(社会法)

国際法 国際私法第一	獨 文 学 (獨 文 学)	
同 第二 (国際私法)		
法 制 史 (法制史)		
政 治 学 (政治学)		
政治史 外交史 (政治史、外交史)	学 部 長	○ 職 員 (同職中ノ氏名ハ就職ノ順ニ依ル)
經濟学 第一 (經濟学史)	教 授	文学士 春日 政治
同 第二 (經濟原論)		
同 第三 (貨幣論、銀行論、金融論)	倫理学講座担任	教授 文学士 大島 直治
同 第四 (西洋經濟史)	政治史外交史講座担任	教授 文学士 藤澤 親雄
同 第五 (商業政策、交通政策)	哲学哲学史第一講座担任	教授 文学博士文学士 四宮 兼之
同 第六 (工業政策、社会政策)	政治学講座担任	教授 文学士 佐佐 弘雄
同 第七 (統計学)	西洋史学講座担任	教授 文学士 長 壽吉
財政学 (財政学)	教育学講座担任	教授 文学士 松溝 泰巖
国史学 第一 (日本文化史)	経済学第一講座担任、社会学講座担任、経済学第二講座担任	教授 文学博士文学士 高田 保馬
同 第二 (国史一般)	哲学哲学史第三講座担任	教授 文学士 石濱 知行
西洋史学 (西洋史学)	英文学講座担任	教授 文学士 中島 愼一
東洋史学 (東洋史学)	独文学講座担任	教授 文学士 豊田 實
国 文 学 (国文学)	心理学講座担任	教授 文学士 片山 正雄
支 那 文 学 (支那文学)	財政学講座担任	教授 文学博士文学士 佐久間 鼎
英 文 学 (英文学)	国史学第一講座担任	教授 文学士 三田村 一郎
仏 文 学 (仏文学)	経済学第四講座担任	教授 文学士 長沼 賢海
	国際法国際私法第二講座担任	教授 文学士 大森 研造
		教授 文学士 西山 重和

国文学講座担任	教授	文学士	春日	政治	助教授	法学士	武藤 智雄
宗教学講座担任	教授	文学士	佐野 勝也	哲学	助教授	文学士	矢崎 美盛
(在外研究中)	教授	文学士	干潟 龍祥	政治学	助教授	法学士	浅野 正一
仏文学講座担任	教授	文学士	成瀬 正一	西洋史学	助教授	文学士	大村作次郎
国際法国際私法第一講座担任	教授	法学士	大澤 章	国文学	助教授	文学士	小島 吉雄
経済学第三講座担任	教授	経済学士	向坂 逸郎	国文学	助教授	文学士	佐藤 通次
(欧洲出張中)	教授	文学博士文学士	鹿子木員信	国史学	助教授	文学士	竹岡 勝也
商法第一講座担任	教授	法学士	野津 務	行政法講座担任	助教授	法学士	宇賀田順三
支那哲学史講座担任	教授	文学士	楠本 正繼	講師			
東洋史学講座担任	教授	文学士	重松 俊章	英語	講師(佐賀高等学校)	オズワルド、リチャード	
美学美術史講座担任	教授	文学士	植田 壽藏	経済学、社会思想史	講師(外国人教師)	ロビンソン	
授業担当					講師	法学士	波多野 鼎
統計学	教授	(農学部勤務)	鈴木清太郎	独文学	講師(福岡高等学校)	ハインリヒ、	
農業政策	教授	(農学部勤務)	澤村 康	英文学	講師(外国人講師)	ライントエス	
助教授				民事訴訟法	講師(第五高等学校教授)	河瀬 嘉一	
社会学(在外研究中)	助教授	法学士	井口 孝親	仏文学	講師(福岡地方裁判所判事)	法学士 阿武京二郎	
商法(在外研究中)	助教授	法学士	山尾 時三	印度哲学	講師(福岡高等学校)	ジョージ、ボノ	
経済学(在外研究中)	助教授	法学士	竹内 謙二	哲学	講師(京都帝国大学講師)	菊池慧一郎	
仏文学	助教授	文学士	須川 彌作	社会学	講師	文学士	中野 義照
心理学	助教授	文学士	矢田部達郎	言語学	講師	法学士	杉本 勝次
印度哲学	助教授	文学士	小野島行忍		講師	文学士	吉町 義雄

東洋史学	講師 (福岡県女子専門学校講師)	山内 晉卿
刑事訴訟法	講師 (福岡県地方裁判所判事)	西村義太郎
英文学	講師 文学士	中山竹二郎
地理学	講師 (高松高等商業学校教授)	寺田 貞次
助 手		
経済学	助手 文学士	大山 彦一
国家哲学	助手 法学士	奥野源太郎
心理学	助手 文学士	谷本 揆一
経済学	助手 経済学士	塚本 三吉
法律学	助手 法学士	上原 道一
中央整理室	助手	江本 鈴介
哲学	助手 文学士	中村 克巳
経済学	助手 商学士	渡邊 定一
書 記		
事務主任	書記	中野 葛二
	書記	田井 政助
	書記	清水 邦夫

室ノ区分
○法文学部本館

本館ハ地下室付三階建鉄筋コンクリート造総延坪三、〇八五坪余ニシテ各階四隅及背面二五十人ヲ入ル、教室三、百人ヲ入ル、教室三、暗室装置ノ教室一、二百人ヲ入ル、教室一、三百五十人及五百人ヲ収容サル、教室各一、外ニ演習室ニヲ設ケ一階ハ主ニ事務室関係各室及教官室ニ、二階ハ教官室、三階ハ法、文、経、各科ノ研究室ニ充テ地下室ハ学生控所、傭人控所、食堂、暖房機関、電話交換機室其他法文会事業部室等ニ充テ総室数百二十七室二分タル。

設 備

館内各室ニ水道、電気、暖房装置ヲ備ヘ電気ハ東邦電力株式会社ヨリ一〇〇キロワットノ供給ヲ受ケ独リ照明ノ目的ノミナラズ二十人乗エレベーター、給水ポンプ、実験等ノ用ニ供シ電話ハ英国製最終容量四百人分ノ「リレー」式自働交換機ニシテ法文学部ノミナラズ、本部、工学部、九州帝国大学附属図書館、相互間ノ通話ヲ計リ局線トノ連絡ハ最終容量百人分ノ手働交換機ヲ備ヘテ市内トノ連絡ヲ可能ナラシム。

瓦斯ハ東邦瓦斯株式会社ヨリ供給ヲ受ケ三〇灯及一〇灯計量器ヲ經テ実験及湯沸ノ用ニ供ス。

暖房装置ハ「ワンパイプ」式低圧蒸汽房ニシテ本館地階汽缶室ニ「レーチング」一六・八〇〇平方呎最大汽圧一五ポンドノ「セクシヨナルボイラー」式基ヲ備ヘ別ニ適當ノ個所ニ「コンデンサー」シヨンポンプ」五台ヲ備フ。

給水ハ二馬力電働機直結「タービンポンプ」自働装置ヲ備フモノニシテ其水頭八五呎揚水量一時間三六〇立方呎ノモノ一台北館屋上ニ設置セル容量一九〇立方呎ノ水槽ニ揚水ナシ各所へ配水ス、尚非常時ノ為メ市水道トノ連結ヲ施セリ井戸ハ径四呎深ハ一八呎ノモノ一個ヲ有ス。

○九州帝国大学附属図書館

室ノ区分

本学附属図書館ハ元医学部構内ニ在リシヲ本学部創設ト同時ニ法文学部構内ニ移シ新ニ二階建鉄筋コンクリート造ヲ建テタリ。総延坪三九三坪余ニシテ階下ハ事務室食堂、二階ハ教官及学生閲覧室等ニ充ツ、書庫ハ四階建延坪四〇八坪ニシテ各階連絡ニ「リフト」ヲ設ケ書籍ノ貸出ニ便ナラシム

設備

蔵書ハ研究其他ノ便宜上医学部工学部及農学部ノ図書ヲ管理セサル為其数僅少ナレ共現在和漢書二五、八五六冊、洋書六九、一三三六冊ニシテ左ノ文庫ヲ蔵置セリ。

- バルト文庫 (Barth-Bibliothek) (哲学、文学、法律)
- シュツンプ文庫 (Stumpf-Bibliothek) (哲学、心理学)
- ロートマル文庫 (Lotmar-Bibliothek) (法律)
- グロース文庫 (Gross-Bibliothek) (政治、経済)

寄託図書

- 松濤文庫 (仏書)
- 広瀬文庫 (和漢書)

○心理学教室

室ノ区分

本学心理学教室ハ鉄筋コンクリートニ階建、総延坪一九〇坪余ニシテ階下ハ約八十人ヲ入ル、講義室、図書室、教官室、準備室、工作室等ニ区分セラレ階上ハ視覚的実験ノタメ使用スベキ暗幕ヲ附セル二室、聴覚的実験ニ応ズルタメ設計セル音源室、動力室、第一及第二濾過室、観察室等防響の設備ヲ施シタル教室、其ノ他種々特殊ノ実験ニ用キル特殊研究室、小実験室、写真用暗室等ヲ設ケ約十人ノ研究者ヲシテ同時ニ研究ニ従事セシムルコトヲ得。

設備

音響ノ実験ノ設備ハ圧搾空気ヲ導管ヲ以テ各室ニ導キ、音源ヨリ発スル音波ヲ中途ノ干渉装置ニヨリテ純粹ニナス等特殊ノ考案ヲ試ミントスルモノナレドモ、経費ノ都合上未ダ実現スルニ至ラズ。暖房、照明、給水、瓦斯等ノ施設ノ外、特ニ実験用直流一一〇ヴォルト及動力用交流二二〇ヴォルトノ電流ヲ本学工学部ヨリ供給セラレ諸々ノ実験ノ用ニ供ス。

以上ハ教室主任ノ大体ノ考案ニ基キ、本学建築課ノ按配ニ依リ設計

構築セルモノニシテ其ノ様式ニ於テヨク整備セラレタル点ヲ特色トス。

次ニ心理学的実験ニ用キル装置ノ整備ニツキ、充実ノ程度ニ於テ本邦ニ於ケル他ノ大学ニ比シテナホ遜色アルコトヲ免レザルモ、若干ノ新式ニシテ有用ナルモノヲ蔵シ、今後ノ補充ヲ俟ツテ漸次完備ヲ期スル現状ナリ、又近時大ニ拡大セラレタル応用心理学ノ方面ニツキテノ適性検査等ノ諸装置ノ如キモ漸次完備スル計画ナリ。研究ノ進行ニツキテ新装置ヲ考案製作スベキハ極メテ必要ナル故ニ小規模ナガラ技術者ヲ置キ製作ノ事ニ当ラシム。

研究用図書ハ、往年「カルル、シトウンブ」氏ノ旧蔵書ヲ購入セシ為是ヲ基礎トシテ其ノ欠ケタル所ヲ補充シ研究上支障ナカラシムル様努力シツ、アリ。斯クテ南日本ニ於ケル心理学的研究ノ中心タル面目ト実質トヲ具備シ、漸次一新セントスル斯学界ニ新興ノ意氣ヲ以テ進出センコトヲ期セリ。

○研究室

法文学部研究室ハ本学部本館三階全部ヲ之ニ充テ法科、文科、経済科ニ三大別シテ各研究室主任ヲ置キ各科ノ内部ニ於テ更ニ必要ニ応ジテ特殊ノ研究室ヲ設ケテキル。

即チ

(一) 法科研究室

- (1) 公法研究室
 - (2) 私法研究室
 - (3) 法律史研究室
 - (4) 国際法 国際私法研究室
 - (5) 政治学、政治史 外交史研究室
- (二) 文科研究室

- (1) 哲学及宗教学研究室
- (2) 社会学、教育学研究室
- (3) 史学研究室
- (4) 文学研究室

(三) 経済科研究室

- (1) 経済一般研究室
- (2) 資料室
- (3) 経済関係雑誌室

而シテコレラノ各研究室ニハ其ノ専門ノ研究材料ヲ蒐集整理シ学生ヲシテ特殊研究事項ヲ指導教官ニ申出デ其ノ承認ニヨツテ各研究室ノ図書ヲ使用研究セシメテキル但シ学生ニ対シ直接ノ檢索ヲ許サズ別ニ閲覧室ヲ設ケテ其ノ研究ニ充テ、キル、別ニ中央整理室ヲ設ケ主トシテ図書ノ註文、受入等ノ事務ヲ処理シ又他ノ大学、学会等ト連絡シテアラユル研究資料ノ蒐集整理ニ努メ且研究室全体ニ渉ル図書ノ記録ヲ保有シテ其ノ所在ヲ明カニシ、各研究室ヘノ図書ノ配置

其他図書類ニ関スル一切ノ事務ニ当ツテキル、即チ法文学部ノ為ニ購入セラレタル図書ハ附属図書館ニ於テ規定ノ受入手続ヲ了シタル後、中央整理室ニ於テ照合ノ上作製セラレタル記録ト共ニ夫々一定ノ分類標準ニ基キ法科、文科或ハ経済科ノ何レカノ研究室ヘ配属セシム、是等ノ各研究室ニ於テハ主任助手ト事務員トニヨツテ配付セラレタ図書及是ガ記録ノ分類整理ヲ行ヒ必要ニ応ジテ各科ノ各研究室内ニ之ヲ送付シ、且ツ之ガ閲覧貸出ヲ行ツテ居ル。

是等ノ各研究室ヲ統一のニ作用セシムル為ニ各科主任及ビ中央整理室主任ニヨル研究室委員会ヲ設ケテ其ノ協議ニヨツテ研究室ノ整備ニ努メテ居ル、教官新聞雜誌閲覧室ハ中央整理室ニ接続シテ設ケ新着ノ内外新聞雜誌ハ其ノ一般タルト専門タルトヲ問ハズ特ニ一定期間内茲ニ集中整理シ其ノ部門ニ從ツテ各棚ニ配置シ教官ノ閲覧ニ供シテ居ル

○紀 要

法文学部ニ於テ大正十五年ニ出版シタル大学紀要（欧文）ノ所載論文左ノ如シ。

法文学部紀要第一卷第一号

明治維新ニ至ル近代日本ノ歴史的發展ニ就イテ

法 学 士 藤 澤 親 雄

定型トシテノ共同社会

文 学 博 士 高 田 保 馬

憲法ニツイテ

法 学 士 山之内一郎

新日本主義ノ研究

法 学 士 藤 澤 親 雄

社会ノ地域の開放

文 学 博 士 高 田 保 馬

三小説家ノ比較研究—デヨーヂ、エリオット。

デヨーヂ、メレデイス及ビトマス、ハーデイ

十四行詩五ツ

文 学 士 豊 田 實

シユトラウストフオイエルバツハー彼等ノ基

文 学 士 豊 田 實

督教観ニ対スルデヨーヂ、エリオットノ態度

文 学 士 豊 田 實

以太利亜美術印象記

文 学 士 豊 田 實

右出版部数ハ八〇〇部ニシテ其ノ大部分ハ内外諸官庁、大学、諸学

校、図書館、研究所等へ無償ヲ以テ配付シ一部分ハ有償ヲ以テ希望

者ニ頒ツモノトス

文 学 士 豊 田 實

○学生生徒出身学校調

学 校 別	大正十四年 正科入学	大正十五年 正科入学	昭和二年 正科入学	昭和二年 選科入学	合 計
第一高等学校	二	一			三
第二高等学校	一	二			三
第三高等学校		一			一

第三章 法文学部の創設

姫路高等学校	高知高等学校	静岡高等学校	福岡高等学校	浦和高等学校	松江高等学校	弘前高等学校	佐賀高等学校	山形高等学校	水戸高等学校	松山高等学校	山口高等学校	新潟高等学校	第八高等学校	第七高等学校	第六高等学校	第五高等学校	第四高等学校
			二九		一		六			三	六		一	四	一	二〇	一
	一	一	二八		一	一	八	三		四	八		四		一	一五	一
四	三	三	二七	二	三	一	一四	一	三	四	五	一	四	五	五	一一	一
四	四	四	八四	二	五	二	二八	四	三	一一	一九	一	九	九	七	四六	三

商松山学高校等	商大業阪学高校等	商台業北学高校等	商京業城学高校等	商高業松学高校等	商横業浜学高校等	商和業歌山学高校等	商彦業根学高校等	商大業分学高校等	商福業島学高校等	商名古屋学高校等	商小業樽学高校等	商山口業口学高校等	商長業崎学高校等	商神業戸学高校等	高等科卒業検定校	学 習 院	広島高等学校
	七	一	一					七	二	三	二	一四	一				
二	九	一	二			五	七	七	二	四	五	一五	一一	五			
一	五	二	二	五	六	四	八	八	五	一三	五	一三	一八	三	一	二	二
三	二一	四	五	五	六	九	一五	二二	九	二〇	二	三五	四三	九	一	二	二

第三編 九州帝国大学の拡充

農九州帝国大学	工九州帝国大学	経都帝国大学	文都帝国大学	工都帝国大学	法都帝国大学	東都帝国大学	東都帝国大学	東都帝国大学	農九州帝国大学	鹿九州帝国大学	明治専門学校	工都帝国大学	工都帝国大学	工都帝国大学	女子師範学校	師範学校	師範学校	大阪外国語学校	東京外国語学校
		一		一	一	一	一	一			一			一	一	五	六	八	一七
								一			二	一	一			七	六	八	一七
一	一	一						一	一	一	一	二	一			九	九	二二	一一
一	一	一	一	一	二	二	一	一	四		二	三	二	一	二二	二二	三七	四五	

日本大学	慶應義塾専門部	慶應義塾予科	慶應義塾	中央大学専門部	中央大学	早稲田大学	早稲田大学	早稲田大学	海軍兵学校	陸軍経理学校	陸軍砲工学校	陸軍士官学校	専門医学校	千葉医科大学	長崎医科大学	東京商科大学	東京商科大学	東京商科大学
					一	一		一	一							二	二	
二	二		一	一		一		四	一	一	二	四				六	三	一
四		一	一			一	一	四	一				一	一			二	
六	二	一	二	一	一	三	一	九	三	一	二	四	一	一	八	七	一	

第三章 法文学部の創設

西南学院	関西学院	明治学院	青山学院	大谷大学専修科	龍谷大学	國學院大學	明治大学専門部	関西大学専門部	関西大学予科	関西大学	専門社大 学部	同志社大学予科	同志社大学	日露協会学校	立教大学	法政大学	日本大学予科
	三		二										一			一	
二	三	一	一二		一		一	二			一		一	一			
三	七	一	一一	一	一	一	一	二	四	二	三	三					一
五	一三	二	二五	一	二	一	二	三	二	四	三	三	五	一	一	一	一

計	今治中学	小倉中学	広島高等師範学校 臨時教員養成所	専門学校 検定試験合格	嘉穂中学校	大阪外国語学校 臨時教員養成所	第一神戸中学校	岡山中学校	神戸商業学校	専門水女子 学校	梅花女子 学校	日本女子大学	東亜同文書院	延禧専門学校	仏教専門学校
一八一												一	二		
二五四												一			
三二六										一	一	一		一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
七七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	二	一	一

第三編 九州帝国大学の拡充

愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長崎	兵庫	神奈川	大阪	京都	東京	北海道	道府県
三	一	三	一	二	二	一	一	一	八	六	一	五	六	五		大正十四年 正科入学
九		六	六	一	一	一	一	五	八	一二	三	一五	五	八	一	大正十五年 正科入学
一二	三	四	一	三	四	三	三	三	一一	五	三	二二	八	一四	三	昭和二年 正科入学
										二						昭和二年 選科入学
二四	四	一三	八	六	七	五	五	九	二七	二五	七	四一	一九	二七	四	計

○法文学部学生生徒道府県別調(昭和三年一月末現在)

広島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡
四	五	一	二	一	二	三		一				二	一		一		二
一二	四		四	一	一	二	二	一			四		五	三	二		二
一六	一一	四	二	四	二	三	二	四	一		三		五	四	七	一	四
	二																
三三	二二	五	八	六	五	八	四	六	二	〇	七	二	一一	七	一〇	一	八

第三章 法文学部の創設

合 計	中 華 民 国	台 湾	朝 鮮	冲 縄	鹿 兒 島	宮 崎	熊 本	佐 賀	大 分	福 岡	高 知	愛 媛	香 川	徳 島	和 歌 山	山 口
一八二	四		一		四	二	八	二	八	四七	二	四	二	二	六	八
二五四	八	四			七	三	二	八	四	四八	六	六	三		五	一四
三二六	五	一	七	一	八	三	九	二	一五	五一	四	六	七	七	三	一三
九										四		一				
七七〇	一七	五	八	一	一九	八	二九	三二	二七	一五〇	二二	一七	二二	九	一四	三五

昭和二年				大正十五年				大正十四年				年 区別	
計	専門学校	傍系各 学士号 所有其他	高校及 学習院高等科	計	専門学校	傍系各 学士号 所有其他	高校及 学習院高等科	計	専門学校	傍系各 学士号 所有其他	高校及 学習院高等科	出身学校	
												第一次	第二次
五八		九	四九	六一		六	五五	七六		一五	六一	出願者数	
五八七	四五二	一一	一一四	五七一	四六七	九	九五	三二七	二八七		四〇	第一	第二
六四五	四五二	二二	一七三	六三二	四六七	一五	一五〇	四一三	二八七	一五	一〇一	計	
五八		九	四九	六一		六	五五	七四		一三	六一	第一	入学許可者数
三〇二	二〇九	一一	八一	二四〇	一七五	九	五六	一一八	一〇四		二四	第二	
三六〇	二〇九	二二	一三〇	三〇一	一七五	一五	一一一	二〇二	一〇四	一三	八五	計	

各年次別学生出願者数調（昭和三年二月調）

○選科生出願者数調

種別	出身学校	出願者数	入学者数	備考
昭和二年	中等学校以上卒業	三八	一〇	選科生ハ昭和二年四月ヨリ入学ヲ許可セリ

○学生年齢別調(昭和三年一月末調)

種別	学生年齢			
	最高	最低	平均	
法文学部	大正十四年入学	四三、〇月	二二、一〇月	二五、二年
	大正十五年入学	四一、八	二二、一	二六、一
	昭和二年入学	四〇、九	一九、一一	二三、一一

○九大法文会

法文学部本館地下室教室ヲ占メ活動シテ居ルモノニ九大法文会ガアル、本会ハ協同自治ノ精神ヲ以テ会員相互ノ親睦ヲ計リ心身ヲ陶冶スル目的ニ基キ昭和二年四月法文学部教官、職員、卒業生及学生ヲ以テ組織サレタ。会長ハ法文学部長ガ当ルコトニナツテ居ル会長ハ幹事会ノ議ヲ経テ本会一切ノ事業ヲ統轄シテ居ルガ、主ナル事業ハ左ノ通りデアル。

一、総務部

本会各部ノ聯絡ヲ計リ其ノ総括的事業ヲ行フモノデ、委員十数名ヲ置キ、在学生、卒業生相互ノ聯絡ヲ計リ将来ハ就職ノ世話ヲモスル特ニソノ重ナ事業ハ九州大学新聞ノ発行デアル。新聞ハ右委員ノ中ヨリ更ニ編輯委員ヲ設ケ特別会員幹事(教官)中ノ一人之ガ編輯ヲ監督シ学内ノ事情ハモトヨリ広く政治、經濟、學術、文芸其他時事ニ関スル記事ヲ掲載シ毎三週二一回不定期ニ発行シ希望者ニハ一部金五錢デ販売シテ居ル。九州大学新聞ハ発行以來多方面ノ歡迎ヲ受ケ、第五号ハ本年一月発行済デアル。

二、共済部

会員相互ノ共済ニ依リ会員ノ利便ト福祉ヲ増進スベキ各種ノ事業ヲ行フモノデアルガ現在ハ図書用品ノ販売、簡易食堂ノ經營、木炭、洋服ノ周旋、講義用プリントノ調製等仲々多方面ニ手ヲ拵ゲ活動シテキル且ツ東京、福岡ノ書籍同業組合ニモ加入シ振替貯金口座番号福岡一〇八六九番マデモ持つテ居ル。

三、学芸部

会員相互ノ智的研究ヲ主トシ並ニ之ニ関スル各種事業ヲ行フモノデ教官学生会合シテ各種ノ學術研究会ヲ催シ又ハ学ノ内外ニ於テ学生ハモトヨリ名士ヲ招聘シテ學術講演会ヲ開催シタリ、雑誌「法文論叢」ヲ発行シテ研究発表ノ機關トシタリシテ居ル、法文論叢ノ創刊号ハ客年十一月三十日出版シ近ク第二号ヲ発行

スル予定デアル。
四、体育部

会員ノ身心鍛錬ヲ固メル目的ヲ以テ体育ニ関スル各種事業ヲ行
フモノデ、陸上競技部、卓球部、キャンピング部、野球部、庭
球部等ノ運動用具ヲ備ヘ会員ノスキズキニ從ヒ折ニフレテ諸競
技大会ヲ開催シ夫々盛況ヲ呈シテ居ル。

第二節 法文学部の内紛

一九五 九大法文学部—教授間の紛争ばく発

〔福岡日日新聞〕一九二七（昭和二）年一〇月二五日

九大法文学部—教授間の紛争ばく発

佐々氏等五教授結束して木村教授の処置を迫る

容れられなければ五人は連袂して辞職する

同学部内に対立する穏健派と過激派の争ひ

創設以来兎角問題が多く、殊に最近一ケ年間何等かの問題が動機となつて爆発するではないかと予感されて居た九大法文学部教授間の内訌が遂に爆発するに至つた。——法科に属する五教授が結束して他の教授と両立し難いことを表明し、進退を賭して其処置を迫るに至つた事件は創立当初にも遡り、法文学部創立の際急造を旨とした教授の人選にも関係し、各教授の人格上の融和を欠ぐといふに胚胎して居るが、同学部の教授会は常に議論紛出夜を徹するに至ること珍らしからず、温厚着実な教授連に対し若手の教授中血気に逸り理論のみに依つて動かんとする突進派があつて事毎に紛争を重ねて居たのであるが、これまで温厚な人々は隱忍に隱忍を重ねて来て、僅かに外部に表れるに至らなかつたのであつた。尨がそれが去る九月の教授会に於て刑法担任の教授風早八十二氏が刑訴講師を推薦した

形式が誤つて居るといふので、法理学担任の木村龜二教授が痛烈に之を攻撃したといふのを近因として爆發し、午後二時に始まつた教授会は木村教授説を支持する四教授と佐々弘雄教授外四教授の間に激論に激論を重ね、夜の十二時に及び、僅かに当面の講師囑託問題は解決したけれども、木村教授の個人的態度が公務の上にも現れ徒らに事件を粉糾せしめ他を陥れる風があつて此傾向が全学部に漲つて来るといふので、前記の佐々弘雄其他四教授は終にたまり兼て自己等の進退を賭して木村其他の教授に対する強硬な意見を四宮法文学部長及び大工原総長に提出するに至つたものであるが、前記五教授の決心は頗る鞏固なものであると伝へられ、要求が容れられなければ自分達が退職すると辞意を表明して、表面上何等の關係なきこととなつて居る文科、経済科の各教授中にも此問題の推移如何によつては、見切りをつけて吾々も進退を決するとの意を洩らして居る向きもあると伝へられ、此問題の進展如何によつては我国帝国大学あつて以来の大事件とならぬとも限られないので、同学部に横溢する従来の空気を知つて居るものは非常な注意を払つて居るが、当の木村教授は九月に開会された教授会の問題（講師囑託問題）は既に解決されて居るので、何も大した問題はない筈だといつて、此事件に対しては全く之に触れない態度であつた。

解決困難で学部長非常に痛心

総長は目下上京中

五教授は最初此の問題に就て教授会を開いて決議をしたといふ意味で四宮学部長に相談したらしいが、教授会で教授の身上に就て決議をするのは穩かでないといふので学長から辭職問題を木村教授に内談する所あつたらしいが何の手応へもなかつたらしく、そこで五教授は最後の決心をなすに至つたと見られるが、之に関しては総長も学部長も非常に頭を痛めた結果、学部内の事は学部で治めたが可いといふので学部長に於て何等か解決を謀る事になつて居るらしいが、然し学部長も焦慮するのみで未だ何の解決案もない様である。又法文学部内の経済学科では廿二日夕教授協議会を開き、自然話は本問題にも及んだらしく、出来る事なら調停しては如何との説もあつたとの事であるが別段成案を得ずにとつたとの事である。而して大工原総長は去る日曜日から理学部問題に関して上京中であるが、最近大学本部に於て大学教授罷免の先例などを調たとの話がある処から見ると、総長は文部当局と多分本問題に関する意見の交換や協議を行ふであらうと。

思想問題でない

全く個人的な問題

右の通り五教授の要求は全く木村教授排斥にあるものゝ如く、即ち個人問題であつて思想問題ではない。思想問題でない証拠には従来木村教授や山内教授等と共に同学部内の急進主義者と云はれる佐々教授は東、藤澤の穩健派と行動を共にして居るのを見ても分ると云

はれて居る。

教授罷免の是非

二様の議論がある

問題が粉糾した儘何日までも放置される場合は、遂に争ひが法文学部全体に波及して、経済科は固より文科の諸教授間にも或種の波動が起りかねまじき模様であるが、若し円満に双方を宥めて局面の收拾が出来ればそれに越した事はないが、若し円満に行かなかつた場合は五教授の要求を容れて当の木村教授の地位を動かすか、又は五教授を辞職せしむるか、或は喧嘩両成敗に出るか三途あるのみである。然るに何れにしても大学教授を罷免する事は大問題であつて、之に関して積極消極二様の説がある。消極説では、

大学教授の地位は事実上一種の終身官である。又大学の尊厳を維持する上から云つても教授の地位は滅多に犯す事は出来ない。若し多数の教授が聯合して感情問題で一人の教授の退職を要求した場合に、之を容るゝ事になると非常な悪例になる。特にこんな事は大学全体に共通した大問題であるから軽々の処断を許さぬ。

之に対し積極論者は、

教授の地位は固より尊重せねばならぬが要するに程度問題である。大学教授なるが故に不徳義の行為があつても、同僚を陥擠し大学の平和を害し、教授の共同生活を不安ならしむる様な行為があつても、之を解職せしめる事が出来ないと云ふ理由はない。寧ろ大

学自治の精神からして大学の平和と秩序を擁護する為には多数の輿論に従つて断乎たる態度に出るのが至当だ。

と云ふにある。要するに当局は何とかして早く解決策を講ずるのなければ事態は益々寒心すべき状態になるものと見られて居る。

教授会で不信任

無反省と教授会侮辱——

尚右教授会が蹶起した真因として確聞する処によると、本年三月九日教授会に於て殆んど全会一致で木村教授の不信任案が通過した事実があり、之が為め木村教授は当時大学評議員を辞したが、九月の講師問題で教授会が沸騰したとき同教授は曩の不信任案を嘲笑したさうで、之は何等反省して居ない事を表示するのみか、不信任決議をした教授会を侮辱する行動だと云ふ理由で今回の爆発となつたものであると。

粉糾するので教授会も以来開かれぬ

九月の教授会以来教授会を開くと議論が益々粉糾する虞があるので毎水曜日に開会される定例の法科教授会も爾来開かれずに居る状態である。コウ云ふ様な事から双方の抗争的な感情がいよ／＼険悪となり、佐々氏等も最後の決意をなした様である。

〔註〕 原本に句読点追加。

一九六 法文学部教授大澤章等声明書

〔福岡日日新聞〕一九二七（昭和二年一月一日）

声明書を發表するに就いて

一、本声明書は所謂調停案に対する意見でもなければ反対でもなく、只単に従来の我等の態度と立場とを宣明するものなる事。

二、本声明書は一般社会に向つて我等の立場を示し、その誤解を避けんが爲に發表するものなる事。

三、本声明書は我等が常に理論的態度の一致に於て行動し、何等徒党的行為に出でず、且出でなかつた事を示すにある事。

四、本声明書は我等が我が学部をして真に学問の府たらしめん事に努力し、何等学校行政のみに関する空理空論を弄び、且弄んだものならざる事を示すにある事。

五、本声明書に於てなされたる主張の詳細なる具体的説明は尚他日の機会を待つものなる事。

声 明 書

今回突如として東季彦、藤澤親雄、佐々弘雄、風早八十二、瀧川政次郎の五氏が我が法文学部を廓清すると称し、職を賭して我等五名を弾劾するの建白書を総長に提出せられたる事を知つた。我等は何等直接にその理由を知らず、且大学自治の精神を尊重するが故に今日まで事件の進展を静に眺めて来た。然し今や事既に殆んど全国の新聞紙上に發表せられ、世人の一般に知る所となつた。

此の際に當つて我等が自己の立場を宣明する事は最も時機を得たものと考へる。

思ふ。我が法文学部が創立せられてから日尚甚だ浅い。我等は他の同僚と共に常に今日まで一種の先駆者の努力を続けて来た。夫はたゞ／＼我が学部をして一の文化の中心、真理の府たらしめんが爲であつた。然るに諸種の事情は常に我等をして専ら学問的勞作に没頭する事を困難ならしめて来た。今又今回の事件に遭遇する事は我等の甚だ遺憾とする所である。今回の事件を静に反省して見るに、その基く所は今我等を弾劾せんとする五氏と我等との大学の本質に関する見解の根本的対立にあると思はる。一言以つてすれば彼等は常に主として情実と利益とを以て大学の事に対し、我等は共同目的に関する理論的主張の上に立つて来た。それは弾劾者が常に講座の設置、教官の推薦に於て人情を口にし、我等に対して理論の理は知れども利害の理は知らずと云ふ非難を投げ來つたのに徴しても明白である。勿論我等と雖も利益及情実の何たるかを知つて居る。然し我等は常に我学部の共同目的の爲めに之等私情の介入を排して来た。

それは一に大学に於ける真理の探究が之等私情に依つて不可能ならしめられ、真理をして大学より消滅せしめん事を恐れた故である。若しそれ今回の事件を以て唯單なる感情問題となす者あらば我等

固より何をか云はんや。我等の求め来つた所は大学を絶対的に感情的羈絆より解放して自由なる学問的団体たらしむる事にあつた。此目的成就の為に我等は今日まで常に勇敢なる努力を続けて来た。若し此の我等の大学に対する根本的態度にして認められんか、今回の事件の真相は那邊に存するや自ら明白となるであらう。我等は真理と理論との為には飽まで戦ふの準備と決心とを有す。唯一片の感情より発して自己の職までを賭して法律上確定せる所の他の同僚の地位を云々する者ではない。

昭和二年十月卅一日

大澤 章

西山 重和

山之内 一郎

木村 龜二

杉之原 舜一

〔註〕原本に句読点追加。

一九七 法文会役員総会申合せ

〔福岡日日新聞〕一九二七（昭和二）年一月七日
申合せ

我が法文学部法科諸教授間の内紛問題は新聞紙のこれを報じて以来既に旬日を経るも何等解決の曙光を見ずかくて事件の徒らなる遷延

は我々をして遂ひに黙視する能はざるに至らしめたのである。

一、我々は法科兩派教授の主張する所に就き今茲に詳細に論じ様とするのではない。此の点に関する我々の態度に就ては何れ近き将来に於て発表の機会のある事を信ずる。今は唯両者が各局限された一方的立場から紛争を続ける事により如何なる結果が生ずるであらうかを考へねばならぬ。各の主張夫れ自体ではなしに寧ろその主張の上に立つ各々の具体的行動こそが学内自治確立の立場から批判されるべきである。即ち我々は学内自治確立の為に両者が各々客觀的諸条件の認識の上、速に此の紛争をやめれん事を希望する。

一、問題は明らかに法文学部内に於て自治的に解決せらるべきものであり他学部とは何等の関係もなく況んや学外よりの指図を受くべき性質のものでない従つて我々は総長が学外にあり此問題の解決を遷延せしめつゝあるが如きを遺憾とする。総長は一刻も早く帰学し法文学部内に於て問題の解決に努力せられん事を希望する。

一、伝へられる所によれば経済科諸教授間に於て調停案の作製が議せられつゝありと聞く。我々は右調停案が一日も早く具体化し、経済科諸教授は積極的調停に移される日の近きを待つ。尚ほ文科の諸教授及び法科の局外諸教授又これを協力支持せられん事を切望するものである。

十一月六日

法文会役員総会

一九八 法文学部事件の処断

〔福岡日日新聞〕一九二七（昭和二）年一月二三日

法文学部事件の処断

今春以来、甲乙二派に分かれて、激烈なる抗争を続け来たり、最近、遂に其の爆發を見た九州帝国大学法文学部教授間の紛紜は、事件が事件だけに、其の処置如何に就て、頗る世間の注意を惹いたが、昨二十二日に至たり、正式に甲乙兩派共に所謂喧嘩両成敗の形式をもつて、五教授と一助教授六名の休職発表となり、兎も角も、一段落を告げた。斯の如き醜惡なる事件が学部内の問題に止まらず、巷間街頭にまで暴け出ださるゝに至つたこと自体は、吾々が、遺憾禁じ難き所であるが、此の醜惡にして困難なる問題に対し、大工原総長が、決心の臍を固めて、断乎たる処置に出で、禍根を永遠に芟除せんとせる其の勇断果決は、吾々の衷心感謝せんとする所である。九州帝国大学が、西南日本文化の中心として、指導者として重大なる使命を有することは、今更申すまでもなく、法文学部の新設は、特に其の使命に一層の重大を加えた。而して大学なるものは、大学令第一条に示めず如く「国家に須要なる學術の理論及び応用を教授し並に其の蘊奥を攻究するを以て目的とし兼て人格の陶冶及び国家思想の涵養に留意すべきもの」である以上、其の大学に教授として、大学に附托せらるゝ重大なる使命を果たさんが為めには、第一に其の使命の重大なることに對する眞の自覚が必要であり、而して第二

には學術上の權威者であると同時に相當の人間の修養鍛練を経たる人たるを要するであらう。然かるに今回の紛紜の痕に徴すれば、責任の何れにあるやは、少特別として、此の大学に寄せらるゝ一大使命の自覚が乏しかつたことを、最も雄弁に語るものゝ如くである。若し西南日本文化の中心として、指導者としての大使命に想到し、国家が、多大の犠牲を払ひて、此の学部を創設せる目的に就て、耿々として覺醒するならば、斯の如き大目的を達成して、九大法文学部の基礎を牢乎として樹立すべく、二三教授個人の力を以てして、如何ともすべからざるものであつて、全教授の調和協力が、何よりも大切であることに想到した筈である。然かるに各教授達は、互に相協力することの代はりに、各の其の小我を固執して、家醜を外に揚げ、遂に世間嘲罵の標的となつたことは、返へすゞも遺憾の極みである。又今回の紛紜の表裏を叩く者の、一斉に言ふ所は、抗争渦中の人々が、大学教授ともあるべき頭要なる地位に要求せらるゝ人間的修養鍛練の不足と云ふ一事である。法文学部創設以来、此の種の非難、此の種の不平は、吾々が、屢ば学の内外より聞く所であつた。曾つて法文学部の一教授と一助教授とが、カフエーに於て口論を始め、女給達の眼前に於て、へト／＼になるまで擲り合ひ、掴み合つた事實は、偶ま暴露せられたる其の一証拠に過ぎなかつた。然も斯の事件が、常に最高学府の權威を高調せらるゝ学内に於て、何等の問題とならなかつたことは、外間の觀察者に取つては、到底解

し難き謎であつた。斯の如く、大学の重大なる使命に対する何等の自覚なく、徒らに学者としての自尊心のみ強く、何等人間的修養鍛練の見るべきなき人々の間に、今回の如き事件の勃発を見るは、寧ろ当然の帰結であつて、九大法文学部が、一度は、必らず迎へるべき運命であつたとも云へる。事件勃発以来、所謂大学自治の爲めに、世間は、根氣よく教授会自身の自發的解決を期待したにも拘らず、自治なるものは、完全に内部から破壊された。而して総長の一断を待つより外に方法を知らなかつたことは、相当の醜態であるが、蓋し、止むを得ざる自然の勢ひである。吾々は、九大法文学部が、今回の処置を一段落として、速かに其の抗争より擺脫し、整然として其の歩調を調べて、一路大学の使命に邁進せんことを望むものであるが、不幸にして尚ほ学内の平和を紊るものあるが如き場合は、少時学部の閉鎖を見るも、断乎として第二第三の所断に出で、以て九州帝国大学をして永遠に其の禍根を芟除して、不名誉なる世間の指弾を免かれしめんことを勧告せざるを得ない。其れにしても法文学部と称するが如き最も重要な一学部創設の大任を久しきに亘たりて東大教授美濃部博士の兼務を放任して顧みなかつた歴代文部当局前九大総長及び教授の人選に於て粗漏を極めたる美濃部博士の責任も亦た重大なりと謂はねばならぬ

一九九 法文会普通會員大会決議

〔福岡日日新聞〕一九二七（昭和二）年一月二六日

決議

我々は法文学部普通會員大会に於て満場一致左の事項を決議す

- 一、法文学部内訶問題に関する正当の發表を求む
 - 一、五教授一助教授休職に関する教授会の態度を遺憾とす
 - 一、総長の専断に反対す
 - 一、学生監の圧迫に反対す
 - 一、学内自治攪乱者に反対す
 - 一、四宮学部長辞職強要に反対し且つ氏の留任を希望す
 - 一、自治精神に富める後任教授の速かなる選定と講座完備を希望す
 - 一、法文学部及法文会の自治確立を期す
 - 一、各科教授協議会の自治の上に立つ法文学部組織の改正を要求す
 - 一、危機に瀕せる大学新聞を絶対に擁護す
- 以上
- 法文学部普通會員大会